

随意契約理由書

件名	豊中市通学路交通安全プログラム策定支援業務
契約の相手方	株式会社パスコ
根拠法令	地方自治法第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本業務は、豊中市通学路交通安全プログラムにおいて、タブレット端末を活用した現地調査システムデータを道路台帳管理システムにインストールし、通学路交通安全推進協議会等に係る資料作成、プログラムの管理、既存道路施設情報との連携ができるようにするものです。</p> <p>その内容としては、システム不具合が生じた場合、システム側の不具合なのかデータ管理側の不具合なのか、責任の所在が不明確となり迅速な市民サービスの提供を妨げることとなることから、データ管理とシステム管理を包括した仕様としております。</p> <p>用いるシステムは、株式会社パスコが保有するパッケージシステムPasCAL 道路を使用しており、システム調整及びデータインストール作業はシステム内容を熟知した株式会社パスコにしかできません。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。</p>
備考	